

第1章 計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 社会の動向
- 3 文化芸術振興基本法
- 4 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)
- 5 文化芸術に対する基本認識

1 策定の趣旨

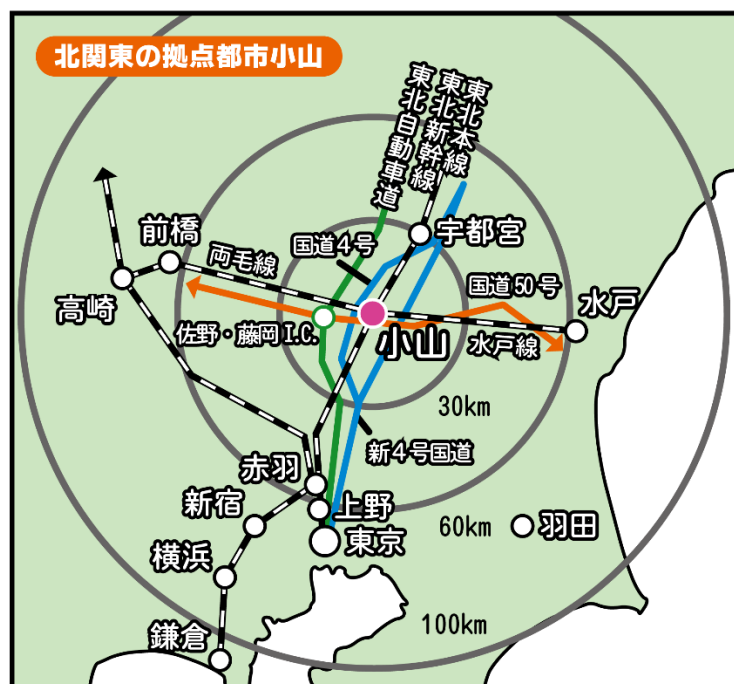
小山市は、栃木県南部にあって、首都東京の60km圏に位置しており、国道や鉄道が交わる東西・南北交通軸に恵まれた利便性の高い立地にあることから、さらなる発展が大いに期待されています。また、「水と緑と大地」のすばらしい自然環境にも恵まれ、古代から連続と続く歴史と文化の有形無形の大切な資産も多く、小山市ならではの個性や魅力を際立たせています。

本市では、心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」の創造に向けて、平成18年4月に、県内初の文化芸術の振興に関する条例となる「小山市文化芸術振興条例」を制定しました。平成19年3月には、「小山市文化芸術振興ビジョン」を策定し、文化芸術政策を総合的かつ計画的に実施してきました。

現在、経済情勢や就業構造の変化、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等の影響による人と人とのつながりの希薄化など、社会は急速に変化しています。私たち一人ひとりの「ライフスタイル」や「価値観」も多様化し、単なる物質的な充足や利便性や合理性といった目に見えるものだけでなく、精神的なゆとりや心の豊かさ、自分らしさなどを以前より増して求めています。

このような社会状況の中で文化や芸術は、心豊かに人生や社会や時代を生きる証であり、また、課題を解決するための創造力を育み、社会に活力をもたらすものとして、文化芸術を活用した施策展開が益々期待されています。

今後、様々な市民文化をさらに発展させるため、市民の主体的な文化芸術活動を促進するとともに、豊かで活力のある「小山らしさ」があふれる文化の創造を目指して、「第2次小山市文化芸術振興ビジョン」を策定し、本市の文化芸術の振興を図ります。



2 社会の動向

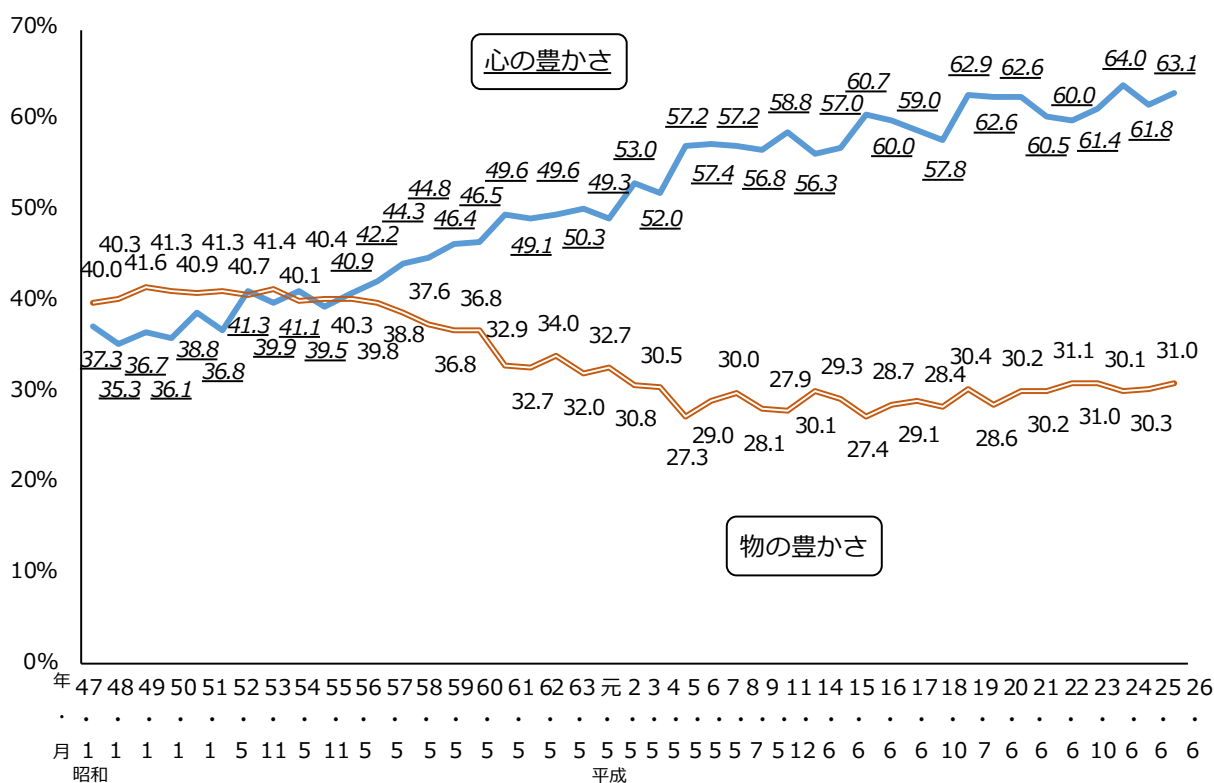
(1) 価値観の多様化

内閣府の実施した「国民生活に関する世論調査（平成26年6月調査）」によると、「物質的にはある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きを置きたい」（心の豊かさ）と答えた人の割合は63.1%を占めています。

価値観の多様化がすすむ中、人々は精神的な安らぎや潤いのある生活など心の豊かさを重視し、自己実現を図るライフスタイルを求めています。

多様な価値観が共存する現代の成熟社会において、文化芸術は、その精神性や創造性、共感性がより一層重要視されるとともに、社会における様々な問題解決に向けた役割を担うことが期待されます。

■時代の流れによる価値観の変遷



(2) 情報通信技術の発展等

インターネット等の情報通信技術（以下、「ICT」という。）の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであると考えられています。

しかし、物理的な関わりが希薄化し、家族関係や人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった新たな社会的課題も生じています。

そのため、こうした ICT の利点や課題等を踏まえ、ICT を正しく利活用するための普及・啓発活動を推進するとともに、文化芸術の活性化のためのデジタルアーカイブ化の促進や、デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図ることが期待されています。

(3) グローバル化の進展

グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進んでいます。その中で、文化芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっています。

我が国の文化は、独自の継続性や柔軟な受容性等を包含する深みを持ち、世界に大きく貢献する力を有しています。そのため、互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化芸術を介しての国境を越えた人々の交流を推進することは、世界各国と連携していくための大きな力となることから、グローバル化等に対応する人材の養成を進める必要があります。

本市では、グローバル化社会や情報化社会に柔軟に対応することができる人材を育成するために、「おやま 英語教育のまち」の推進や、ユネスコ無形遺産登録「本場結城紬」、ラムサール条約登録湿地「渡良瀬遊水地」などを活用し、世界的な評価を得ている「ふるさと小山」を愛し、我が国の文化や伝統を誇りとすることのできる人材の育成にも努めています。

(4) 地方創生

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。

第1章 計画策定にあたって

そのため、文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術をきっかけとする地方創生の実現を図る必要があります。

本市では、平成27年10月に「小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「ひとを創る」、「まちを創る」、「暮らしを創る」の3つの基本理念を実現するための取組を進めており、本市の市民文化や歴史文化もその一翼を担っています。

また、平成26年10月に茨城県結城市と友好都市盟約を締結し、さらに、平成27年6月には下野市、野木町、茨城県結城市と連携する「定住自立圏構想」の実現に向けて「中心市宣言」を行い、本市及び近隣地域が有する貴重な地域資源である渡良瀬遊水地や本場結城紬の活用による地域振興、豊かな自然、歴史や文化を生かした定住促進を図っています。

(5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック

2020年東京オリンピック・パラリンピックを文化の祭典としても成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスとなります。

そのため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施し、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラム実施に向けた機運の醸成を図ることが期待されています。

栃木県では、平成34(2022)年に「第77回国民体育大会」を開催することとなり、本市においては、水泳や体操等の開催地となることが内定しています。そこで、2020年東京オリンピック・パラリンピック後も継続して本市の魅力を発信していくことが求められます。

(6) 東日本大震災

平成26年6月3日閣議決定された「国土強靱化基本計画」においては、大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、人のつながりやコミュニティ機能の向上に資する地域の特性に応じた施策を推進するとされています。

被災地では、人口減少・高齢化・産業の空洞化などが進む一方、大震災を契機に文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識されており、地域の文化芸術の魅力と一体となった復興の姿を体験してもらう機会を提供するための取組などが進められています。

3 文化芸術振興基本法

文化芸術振興基本法は、平成13年11月30日に成立し、12月7日に公布、施行されました。

本法律は文化芸術の振興に関し基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進して、文化芸術の総合的な振興を図ることとしています。

《法の目的》(第1条)

法律の目的は、『心豊かな国民生活と活力ある社会の実現』です。

「この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする」

《文化芸術振興の基本理念》(第2条)

文化芸術の振興にあたって、次の8項目の基本理念を定めています。

- ・ 芸術家等の自主性尊重
- ・ 芸術家等の創造性尊重
- ・ 国民の鑑賞・参加・創造の環境の発展
- ・ 我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展
- ・ 地域の特色ある文化芸術の発展
- ・ 国際的な交流及び貢献の推進
- ・ 広く国民の意見の反映

《国及び地方公共団体の責務》(第3・4条)

国は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有しています。

地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有しています。

第1章 計画策定にあたって

《基本方針》(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府は基本方針を策定（文部科学大臣が案を作成）します

《基本的施策》(第8条～第35条)

音楽や美術、演劇などの文化芸術の各分野の振興、有形無形の文化財などについて、その振興に必要な施策を講ずるよう規定しています。

- ・ 地域における文化芸術の振興
- ・ 国際文化交流の推進
- ・ 人材の養成・確保
- ・ 国語・日本語教育の充実
- ・ 著作権等の保護・利用
- ・ 国民の鑑賞等の機会の充実
- ・ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ・ 文化施設の充実
- ・ 情報通信技術の活用の推進
- ・ 民間の支援活動の活性化
- ・ 政策形成の民意の反映等

4 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第4次基本方針）」を策定しました（平成27年5月22日閣議決定）。

◇改訂のポイント

- ・対象期間を、2020年度までのおおむね6年間（平成27年度～平成32年度）
- ・第3次方針策定（平成23年2月）以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示（地方創生、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会、東日本大震災等）
- ・我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示
- ・「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

◇社会を挙げての文化芸術振興

- ・地方創生：文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に
- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会：全国津々浦々で、あらゆる主体が『文化プログラム』を展開、多くの人々が参画
- ・2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
- ・東日本大震災からの復興：文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- ・文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

◇文化芸術振興に関する重点施策

- ・重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援
- ・重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- ・重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
- ・重点戦略4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進
- ・重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備

◇文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、「文化芸術各分野の振興」「地域における文化芸術振興」「国際交流等の推進」「芸術家等の養成及び確保等」「国語の正しい理解」「日本語教育の普及及び充実」「著作権等の保護及び利用」「国民の文化芸術活動の充実」「文化芸術拠点の充実等」「その他の基盤の整備等」の10項目ごとに具体的施策を定める。

5 文化芸術に対する基本認識

(1) 文化芸術の定義

文化とは、人間が自然とのかかわりや風土の中で、生まれ育っていく過程で社会から習得していく生活の仕方の総称です。衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、道德等、人間の生活にかかわるすべての物質的・精神的成果を指すもので「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」とされています。

さらに、市民一人ひとりの創造的文化活動の過程や方法等についても、文化を生み出す知的財産と考え、これらを含め芸術、生活文化等文化の中核をなす創造的で多様な文化すべてを「文化芸術」として位置づけます。

(2) 文化芸術の意義

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力を育みます。

また、文化芸術に触れ、共感する心を通じて、人と人とが結びつき、相互に理解し合い、交流の輪が広がります。そのことによって、個性豊かなまちづくりを促進し、社会全体の活力を高めます。

また、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」において、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点から文化芸術の意義は次のように整理されています。

■文化芸術の意義（「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」）

- ①豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるもの
- ②他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するもの
- ③新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの
- ④科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの
- ⑤文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの

(3) 対象範囲

本ビジョンの対象範囲は、市の文化環境の特性を考慮し、以下の分野とします。

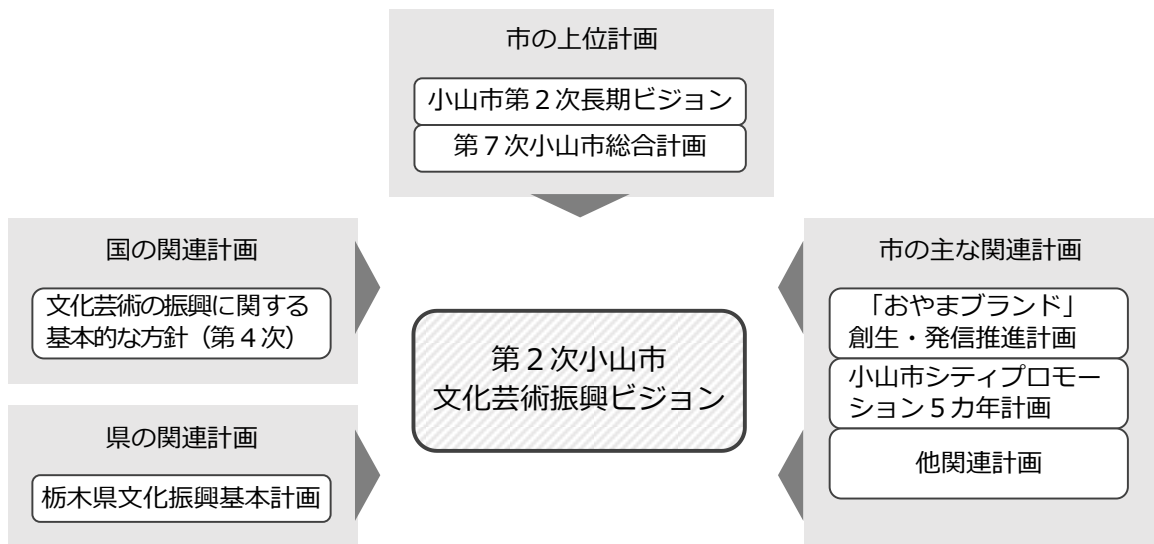
■第2次小山市文化芸術振興ビジョンの対象範囲

- ①芸術・・・文学、音楽、美術（絵画、彫刻、工芸、書等）、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）、その他の芸術
- ②生活文化・・・茶道、華道、書道、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化
- ③伝統文化・・・伝統芸能（邦楽、日本舞踊、吟詠剣詩舞、神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、祭礼行事、その他古来の伝統的な芸能）、伝統工芸（結城紬、本場結城紬織機、間々田紐、家紋帳筆笥・ダルマ戸棚、下野しぼり）
- ④文化財・・・史跡、歴史的建造物、民俗芸能等有形・無形文化財
- ⑤その他・・・街並み、景観、自然環境、地域産業等

(4) 計画の位置づけ

本ビジョンは、小山市総合計画を上位計画としており、平成28年度を初年度とする第7次総合計画と整合性を図るとともに、他の部門別計画とも連携を図ります。

■計画の位置づけ



(5) 計画期間

本ビジョンは、平成29年度からの小山市における文化芸術振興の基本的な方向を明らかにするものです。

また、今後の社会情勢や環境の変化等に柔軟に対応するため、計画期間を5年間に短縮し、市民ニーズ等を反映した細かな施策展開を図るとともに、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画期間

計画	年度	...	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	...
	計画	...	2017	2018	2019	2020	2021	...
文化芸術の振興に関する基本的な方針【国】			→				→	→
			● 第4次【平成27(2015)～平成32(2020)年度】					
栃木県文化振興基本計画			→		→	→	→	→
			●【平成21年(2009)から10年間程度】					
小山市長期ビジョン			→					→
			● 第2次【平成26(2014)～平成42(2030)年度】					
小山市総合計画			→				→	→
			● 第7次【平成28(2016)～平成32(2020)年度】					
小山市文化振興計画		→	→				→	→
			● 第2次【平成29(2017)～平成33(2021)年度】					